

道木連入札心得書

- 第1 入札に参加しようとする者は、造林木(素材)販売公告及び造林木(素材)売買誓約書等、道木連入札規定(造林木(素材))の条項を熟知し、現物熟覧のうえ入札をして下さい。
- 第2 現地説明に参加する者は、造林木(素材)販売公告において指定した日時及び場所に集合して下さい。
なお、指定場所までの交通費等現地説明に係る一切の費用は負担しません。
- 第3 入札に参加しようとする者は、北海道木材産業協同組合連合会(以下「道木連」という。)担当者の説明する販売物件の所在する区域、内容、伐採、搬出等の注意事項を良く承知し十分熟覧のうえ入札をして下さい。
また、入札に当たっては、「入札書」と「造林木(素材)売買誓約書」を同時に提出して下さい。なお、「造林木(素材)売買誓約書」を一度提出された入札者は、以降の入札について「入札書」のみの提出で、「造林木(素材)売買誓約書」の提出があったものとみなします。
- 第4 入札に参加するに当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行うことは許しません。
- 第5 競争参加に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、代理人をもって入札をしようとするときは、委任状を入札執行前に道木連に提出し、代理権の確認を受けて下さい。また、入札書には、代理人の記名、押印を必ず行って下さい。
- 第6 入札参加者は、入札執行前に10万円の入札保証金又はこれに代わる担保を道木連に納付し、又は提供して頂きます。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではありません。
2 入札保証金又はこれに代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは、道木連に帰属します。
3 入札保証金には利息は付きません。
- 第7 複数の入札に参加する場合であっても、入札保証金は第9で定めた金額とします。
- 第8 入札書については、入札参加者は、販売物件(物件番号)ごとに入札書を一札とし内封筒とし、物件番号を表記のうえ二重封筒の表に「郵便入札」と「朱書き」して入札先あてまで配達証明付きで郵便して下さい。なお、持参する場合には、入札締切日までに販売物件(物件番号)ごとに入札書を一札とし内封筒に物件番号を表記のうえ二重封筒とし道木連まで提出して下さい。
- 第9 入札参加者が入札書に記入する金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)を除いた金額(契約希望金額に108分の100を乗じた金額)とします。
- 第10 入札参加者は、いったん提出した入札書の引換、変更又は取消をすることが出来ません。なお、入札参加者が誤って消費税を加算した総額を記載して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあったとしても、また、入札参加者がこのことに気づき落札以前に訂正又は取消の申出があったとしても、当該入札書は、消費税を除く金額を記載し入札したものと見なし、有効として処理し誤りの訂正、取消等は認めないものとします。
- 第11 開札は、道木連の事務所内で担当者立会のうえで入札執行者が執行し、入札書比較価格以上の最高価格の入札をした者を落札者とし、落札金額は、当該落札者の入札金額に消費税(1円未満の端数は切り捨てます。)を加算した額とします。ただし、落札となるべき同価の入札が2人以上あるときは、道木連の担当者によるくじ引きにより落札者を決定します。
- 第12 開札の結果、入札価格が入札書比較価格に達しないときは、直ちに再度入札を行います。再度入札の執行方法は、道木連より買受者複数に電話での入札書価格を聞き取りし、入札書比較価格以上の者で聞取価格が最高価格の者を落札者とします。
- 第13 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
(1) 入札参加資格のない者の入札したもの。
(2) 誤字、脱字、汚染、塗まつ、き損等により物件番号、金額、氏名又は名称を認知しがたいもの。
(3) 入札書の記載事項が不明なもの。

- (4) 記名押印のないもの。
 - (5) 入札書の記載事項を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。ただし、入札金額を訂正した入札書は訂正印の押印の有無にかかわらず無効とします。
 - (6) 第4の行為を行った者の入札したもの。
 - (7) 委任状を提出しない代理人の入札したもの。
 - (8) 同一事項の入札について、同一人が2以上の入札をしたもの又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札者の代理をして入札したもの。
 - (9) 入札保証金を納めていないか又は不足をしている者の入札したもの。
 - (10) 郵便等をもって入札する場合において、入札書が指定場所に指定日までに到達していないとき、又はその封筒面で入札書であることが認めがたいとき。
 - (11) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」の項目に該当する者が入札したもの。
 - (12) その他、道木連入札心得に違反したとき。
- 第 14 入札参加者が連合し又は連合する恐れがありその他入札を公正に行うことが出来ないと認めるときは、その入札を取り消すことがあります。
- 第 15 落札者以外の者の入札保証金は、入札終了後入札保証金預かり書と引換に返還しますので、入札保証金預かり書は紛失等しないようご注意ください。
- 第 16 落札者には、道木連より請求書が送付されますのでその時点で売買契約が合ったものと見なし、納入指定期日までに請求金額を納付して頂きます。なお、指定期日までに納付されない場合は、道木連が定める違約金を支払って頂きます。
- 第 17 落札者は、第 16 本文に従わず、契約を無効とした場合は、違約金として請求金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として納めて頂きます。
- 第 18 入札及び契約の履行に当たり不正の行為等をした者は、後 5 年間は道木連の実施する造林木等の入札に参加させないことがあります。